

四日市市告示第140号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第62条第1項の規定により、三重県知事から四日市都市計画公園事業5・5・1号垂坂公園・羽津山緑地にかかる図書の写しの送付を受けたので、同条第2項の規定に基づき、次の場所において公衆の縦覧に供する。

平成28年3月31日

四日市市長 田中俊行

1. 縦覧期間

平成28年3月31日から平成33年3月31日まで

2. 縦覧場所

四日市市役所 都市整備部 市街地整備・公園課

(都市整備部市街地整備・公園課)